

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）の第2第3項第4号の規定に基づき、公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請負などの不正行為に対する指名停止措置を厳正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事等 工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する術業務をいう。
- (3) 工事請負契約等 工事に係る請負契約又は技術業務に係る委託契約をいう。
- (4) 地方防衛局等 地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）をいう。
- (5) 地方防衛局長等 地方防衛局等の長をいう。
- (6) 有資格者 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する工事等の契約に係る有資格者をいう。
- (7) 付表各号 付表第1及び付表第2の各号をいう。
- (8) 対象区域 別表第3の左欄に掲げる指名停止を行う者ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる指名停止措置対象区域をいう。
- (9) 機関等 契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。
- (10) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (11) 発注機関 工事等を発注する地方防衛局等又は機関等をいう。
- (12) 競売入札妨害 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。
- (13) 談合 刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。

(指名停止)

- 第3 地方防衛局長等は、有資格者が付表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて付表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について対象区域における指名停止を行うものとする。
- 2 機関等の契約担当官等は、有資格者が付表各号に掲げる措置要件に該当することを知ったときは、機関等の所在地を対象区域とする地方防衛局長等へその旨を速やかに報告するものとする。
- 3 地方防衛局長等が指名停止を行ったときは、その指名停止に係る対象区域内に所在する発注機関の契約担当官等は、工事請負契約等のため競争参加者の指名を行うに当たり、当該指名停止を受けた有資格者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止を受けた有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び建設共同企業体に関する指名停止)

- 第4 地方防衛局長等は、第3第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人（再委託の相手方を含む。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 地方防衛局長等は、第3第1項の規定により建設共同企業体（共同体を含む。以下同じ。）について指名停止を行うときは、当該建設共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該建設共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 地方防衛局長等は、第3第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む建設共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第5 有資格者が一の事案により付表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ付表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍、付表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。
- (1) 付表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又はその期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ、付表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 付表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に

係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ、同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 地方防衛局長等は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、付表各号、前2項及び第6第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1までの期間とすることができる。
- 4 地方防衛局長等は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、付表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）までの期間とすることができる。
- 5 地方防衛局長等は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、付表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、付表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 地方防衛局長等は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を取り消すものとする

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

- 第6 地方防衛局長等は、第3第1項の規定により情状に応じて付表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、付表第2第12号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。
- (1) 談合情報を得た場合、又は防衛省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、付表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき。
 - (2) 付表第2第5号から第12号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 付表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、

独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、付表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 防衛省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、付表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の措置対象区域の特例）

- 第7 地方防衛局長等は、有資格者が付表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、対象区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。
- 2 地方防衛局長等は、付表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかになったときは、当該有資格者の指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

- 第8 地方防衛局長等は、第3第1項若しくは第4各項の規定により指名停止を行い、第5第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第7第2項の規定により対象区域を変更し、又は第5第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、それぞれ、別記様式1、別記様式2又は別記様式3により通知するものとする。
- 2 発注機関の契約担当官等は、前項の規定により地方防衛局長等が指名停止の通知をした場合において、当該指名停止の事由が当該発注機関の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該指名停止を受けた者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

- 第9 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ整備計画局長の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

- 第10 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当官等と締結した工事請負契約等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事請負契約等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

- 第11 地方防衛局長等は、第3第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第5第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第7第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第5第6項の規定により指名停止を取り消したときは、それぞれ、別記様式4、別記様式5又は別記様式6により、整備計画局長に報告するものとし、第3第2項により報告を行った契約担当官等にその写しを送付するものとする。
- 2 整備計画局長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の地方防衛局等における指名停止に関連すると認めるときは、当該報告を行った地方防衛局長等に対し、遅滞なく、その概要を関連する他の地方防衛局等に周知させるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第12 地方防衛局長等は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

(委任規定)

- 第13 この要領に関する運用基準は、整備計画局長が定めるものとする。

対象区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当該発注機関の発注する工事請負契約等に 係る一般競争及び指名競争において、競争参 加資格確認申請書、競争参加資格確認資料そ の他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、 工事請負契約等の相手方として不相当である と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 当該発注機関の契約担当官等と締結した工 事請負契約等（以下この表において「発注機 関契約工事等」という。）の履行に当たり、 過失により工事等を粗雑にしたと認められ るとき（瑕疵が軽微であると認められるときを 除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 対象区域内における工事で前号に掲げるも の以外のものの施工に当たり、過失により工 事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大で あると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、発注機関契約 工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事 請負契約等の相手方として不相当であると認 められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損 害事故)</p> <p>5 発注機関契約工事等の履行に当たり、安全 管理の措置が不適切であったため、公衆に死 亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 （軽微なものを除く。）を与えたと認められ るとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>

<p>6 対象区域内における工事等で発注機関契約工事等以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>7 発注機関契約工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2月以内</p>

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が当該発注機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、工事請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 月以上 1 2 月以内</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が当該発注機関の職員以外の防衛省の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 月以上 1 2 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>
<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>

<p>4 次のア又はイに掲げる者が対象区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内 1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上9月以内</p>
<p>6 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 対象区域内の発注機関の契約担当官等 イ 対象区域外の発注機関の契約担当官等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内 2月以上9月以内</p>
<p>7 対象区域外において、他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>2月以上12月以内 1月以上12月以内</p>

<p>9 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 対象区域内の発注機関の契約担当官等</p> <p>イ 対象区域外の発注機関の契約担当官等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p>
<p>11 防衛省所属の契約担当官等と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>12 防衛省所属の契約担当官等と締結した工事請負契約等に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上36月以内</p>

(建設業法違反行為)	
1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
1 4 次のア又はイに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 対象区域内の発注機関の契約担当官等 イ 対象区域外の発注機関の契約担当官等	当該認定をした日から 2月以上9月以内 1月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為)	
1 5 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
1 6 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

指名停止措置対象区域

指名停止を行う者	指名停止措置対象区域
北海道防衛局長	北海道（帯広防衛支局長の指名停止措置対象区域を除く。）
帯広防衛支局長	釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内
東北防衛局長	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局長	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局長	神奈川県、山梨県、静岡県
近畿中部防衛局長	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
東海防衛支局長	岐阜県、愛知県、三重県
中国四国防衛局長	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局長	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
熊本防衛支局長	熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局長	沖縄県

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇防衛局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が（の）（注：1）ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。（注：2）

なお、この決定に不服がある場合は、指名停止を行うこととした理由について、本指名停止の期間内に、当職に対して説明を求めることができる。

記

- 1 指名停止の期間（注：3）
- 2 指名停止の措置対象区域（注：4）
- 3 指名停止の理由（注：5）

注：1 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

2 第7第2項の適用がある場合は、「今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。」と記載する。

3 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。

4 指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。

5 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇防衛局長

指名停止（期間・措置対象区域・期間及び措置対象区域）変更通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の（期間・措置対象区域・期間及び措置対象区域）を変更したので通知する。

なお、この決定に不服がある場合は、指名停止（期間・措置対象区域・期間及び措置対象区域）を変更した理由について、本指名停止の期間内に、当職に対して説明を求めることができる。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

注：必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

別記様式 3
第 号

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇防衛局長

指 名 停 止 取 消 し 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行
った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を取り消したので通知
する。

整備計画局長 殿

〇〇防衛局長

指 名 停 止 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録工事（業務）種別及び等級	
指名及び契約の実績	

上記有資格者について、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第
第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行っ
たので報告する。

記

- 1 指名停止の期間（注：1）
- 2 指名停止の措置対象区域（注：2）
- 3 指名停止の理由
- 4 備考（他機関の見解等）

注：1 必要に応じ適宜加除して使用すること。

2 第5第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合
には、その旨も記載する。

3 第7第1項の規定により指名停止の措置対象区域を定めた場合には、
その旨も記載する。

整備計画局長 殿

〇〇防衛局長

指名停止（期間・措置対象区域・期間及び措置対象区域）
変更報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格者については、先に平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の（期間・措置対象区域・期間及び措置対象区域）を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

注：必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

整備計画局長 殿

〇〇防衛局長

指 名 停 止 取 消 し 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格者については、先に平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を取り消したので報告する。

記

理由